

一般社団法人北海道住宅都市開発協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人北海道住宅都市開発協会（以下、「本協会」）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、国及び地方公共団体の住宅・都市開発政策に協力し、住宅建設用地の需給並びに高質な北方型住宅建設の技術開発・普及、及び中高層住宅の建設を図るための対策に呼応し、豊かな住環境の創出を目指す住宅建設業、都市開発業の政策的経営環境の改善と経営実務の指導・育成・推進を図り、もって業界の健全な発展と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 住宅及び都市開発の諸問題に関し、国、地方公共団体等に対する建議並びに建策
- (2) 住宅及び住宅設備に関する制度並びに施策の調査・研修並びに要請
- (3) 宅地開発及び建売住宅の建設、分譲に関する調査・指導並びに奨励
- (4) 中高層住宅の建設、分譲、賃貸に関する調査・研修並びに指導
- (5) 北方型住宅に関する技術の調査・研究・指導並びに普及
- (6) 住宅及び都市開発に関する情報・資料・知識の収集、交換並びに社会的使命に関する広報活動並びに相談所の設置
- (7) 住宅建設に係わる技術者及び営業社員の研修、教育並びに労働災害防止、厚生施設制度、安全衛生等に関する調査・指導
- (8) 関係ある機関及び団体との連絡・調整・協力
- (9) 優良住宅及び優良都市開発に関する金融措置並びに必要な資金の斡旋並びにこれに付帯する措置
- (10) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の構成)

第5条 本協会には、次の会員を置く。

- (1) 正会員 北海道で事業を行う国土交通大臣及び北海道知事による建設業又は宅地建物取引業の許可業者のうち、その業績・業務内容等において社会的信用が顕著である者で、本協会の目的に賛同して入会した法人又は個人
 - (2) 賛助会員 本協会の目的に賛助するために入会した者
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の会費その他の抛出金品は、いかなる理由があっても返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度の終了後2箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的であ

る事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般法人法第113条第1項の規定に基づく、理事又は監事の損害賠償責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び顧問・相談役

(役員を設置)

第20条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上18名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち1名を会長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、3名以内を常務理事とすることができる。

4 第2項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、前項の会長、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、本協会の目的遂行上必要がある場合は、会員でない学識経験者の中から総会において選任することができる。

2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この定款で定めるところにより、会務を執行する。

- 3 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事し、総会の決議した事項を処理する。
- 6 常務理事は、理事会において定められた常務を分担する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任の免除)

- 第27条 本協会は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本協会は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第115条第1項の規定により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第28条 本協会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第30条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本協会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第37条 本協会の事務を処理するため事務局を設置し、事務局長及び書記等の職員を置く。

2 事務局長及び職員は、理事会の決議を経て理事長が任免する。

3 事務局に関する規定は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 本協会の最初の理事長は藤井英勝とする。

3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。